

本学職員の懲戒処分について

このたび、本学の事務職員（男性、係長）が、平成２７年８月以降、他の職員がいる執務室内において、同係に所属していた係員２名に対し感情的に人格や尊厳を侵害するような発言などを行うとともに、男性係員に対しては、同年１２月上旬、胸ぐらを掴み、身体に対して危害を加えることを示唆するような言葉を用いて指導を行ったことが発覚いたしました。

このことを受け、学内に懲戒委員会を設置し事実確認等を行い、平成２８年５月１０日付けで当該職員を懲戒処分として停職３日といたしました。

このようなことが起こってしまったことは誠に遺憾であります。本学では今後このようなことのないよう、より一層職員の指導に努めていく所存です。

平成２８年５月１０日

東京医科歯科大学長

吉 澤 靖 之